

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K16- 044	2016/10/17	2020/05/21	石油ファンヒーター(開放式)	群馬県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	〇事故当日に当該製品を自家用車に乗せて運搬後、運転開始したが煙が出てきたので電源プラグを抜きカートリッジタンクを取り外し、屋外に運び出したところ器具が燃えだした。〇カートリッジタンクと油受皿の接続部及び本体に油漏れの痕跡は認められなかった。〇油受皿上部に取り付けられた樹脂製エアトラップは、バーナー側が一部焼損溶融し、内部に灯油の流入が認められた。〇基板、内部配線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。〇燃焼部分に異常燃焼の痕跡は認められなかった。●当該製品に異常は認められず、当該製品を運搬中の振動と傾きから油受皿内の油面が変動したことにより、カートリッジタンクから灯油が過剰に供給されて油受皿内の油面が上昇し、燃料供給過多となり点火時に大きな炎が発生し、燃焼経路の隙間から漏れた炎が製品内部に堆積したほこりや樹脂製部品に着火したものと推定される。	製造から30年以上経過した製品
B1K16- 043	2016/11/19	2020/05/21	石油ふろがま(薪兼用)	群馬県	右記参照	〃	(火災、死亡1名)当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。	〇缶体内底部に大量の木灰が堆積し、堆積物に灯油が染み込んでいた。また、灰出口のふたは確認されなかった。〇缶体内上部の熱交換器は上下面に多量のすすが堆積し、排気不良状態であった。〇アルミダイカスト製電磁ポンプ、オイルフィルターが溶融していた。●当該製品は、使用者が掃除しきれなかった固体燃料由来のすすにより熱交換器が閉塞し排気不良状態になり、灯油運転時に点火不良により発生した未燃灯油が缶体内底部に堆積した木灰にたまり、その灯油にバーナーの火が引火し、電磁ポンプのパッキン、又はオイルフィルターから漏れた灯油に引火したものと推定される。なお、事業者から提供を受けた取扱説明書には、「かま内部、煙突のすすつまりに注意し、時々点検、清掃する。」「かまに灰が残っていると事故につながる場合があり、使用後は必ず灰を取り除く。」旨、記載されている。	製造から25年以上経過した製品
B1K16- 042	2016/11/24	2020/05/21	石油ストーブ(開放式)	愛知県	右記参照	〃	(火災、死亡1名)建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	〇事故発生現場では当該製品が前方に倒れた状態で発見された。〇当該製品の前方の位置にソファが置かれていた。〇燃焼筒に異常燃焼した痕跡は認められなかった。〇芯にタール等の付着は認められなかった。〇油受皿に油漏れは認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年12月14日
B1K16- 041	2016/12/16	2020/05/21	石油ストーブ(半密閉式)	北海道	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	〇使用者が灯油臭に気付いて当該製品を確認したところ、置台に灯油が漏れていたため、運転スイッチをオフにした直後に当該製品の電源プラグを抜いた。〇使用者が電源プラグを抜いてから約5分後、「ボン」という音とともに当該製品の下部から黒煙が発生した。〇当該製品の横引き煙突は、集合煙突に接続されていたが集合煙突の幅に対して長く、煙突先端が集合煙突の壁面に近接して設置されていた。〇横引き煙突の先端が変形し、開口部の半分以上が閉塞された状態であった。〇当該製品の本体は、フロントパネルが焼損し、内部の点火ヒーター部が著しく焼損していたが、定油面器、電磁ポンプ等の送油経路から灯油が漏れた痕跡は認められなかった。〇燃焼用送風機の空気取込口に多量のほこりが付着していた。〇ガラス炎筒、ヒートエレメント、熱交換器内部等に多量のすすが付着していた。〇取扱説明書には、集合煙突を利用する際の煙突の設置方法が図示されており、「燃焼用送風ファンに付着したほこりは定期的に取り除く。」旨、記載されている。〇当該製品は使用者が入居した際、集合住宅に既設の製品であったが、当該集合住宅に備付けの製品ではなく、入居以前の使用状況等は確認できなかった。●当該製品の送油経路から灯油が漏れた痕跡が認められないことから、給排気不良の状態で使用が継続されたことにより燃焼室内にたまった未燃灯油が燃焼室外に漏れ、さらに、異常に気付いた使用者が当該製品の電源プラグを抜いたため、燃焼用送風機が停止し、燃焼室内の残火がガス化した灯油に引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K16- 040	2016/12/29	2020/05/21	石油給湯機付ふろがま	栃木県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	〇湯が出なかったため、確認したところ、当該製品と家屋の外壁の間で火が出ていた。〇当該製品の背面鋼板の全面に過熱による変色が認められた。〇内部の送油経路に油漏れはなく、電気部品に出火の痕跡は認められなかった。〇燃焼部外観に過熱の痕跡はなく、燃焼室、熱交換器内部、排気経路に異常燃焼の痕跡は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	製造から10年以上経過した製品
B1K16- 039	2016/11/01	2018/05/23	石油ストーブ(開放式)	富山県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	〇事故発生時、当該製品は使用中であった。〇外郭は著しく焼損し、火災時の落下物により、変形していた。〇燃焼筒には、顕著なすすの付着等、異常燃焼の痕跡は認められなかった。〇カートリッジタンクは当該製品内部に格納されており、ロ金キャップは正常に締められていたが、樹脂製の油量計は焼失していた。〇カートリッジタンク及び油受皿に灯油漏れの痕跡は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K16- 038	2016/11/25	2018/05/23	石油ファンヒーター(開放式)	東京都	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	〇当該製品に給油し、約2時間使用したところ、置台から出火した。〇当該製品内部の残油を調査したところ、ガソリンの成分が検出された。●当該製品にガソリンを誤って給油したため、使用中に異常燃焼して火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「ガソリンなどの揮発性の高い油は絶対に使用しない。」旨、記載されている。	

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K16-037	2016/12/09	2018/05/23	石油ストーブ(開放式)	神奈川県	右記参照	〃	(火災、重傷2名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が重傷を負った。	〇事故発生当時の詳細な使用状況は不明であった。〇給油時自動消火装置のばねは、カートリッジタンクが装着状態の位置で固着していた。〇カートリッジタンクに異常は認められなかった。〇当該製品に燃料漏れ及び異常燃焼の痕跡は認められなかった。〇対震自動消火装置は作動しておらず、しん上下レバーの位置は燃焼可能位置であった。〇天板中央部が高温となり、ほうろろが溶融し泡吹き状態となっていた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に燃料漏れや異常燃焼の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K16-036	2016/12/19	2018/05/23	石油ストーブ(開放式)	宮城県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、建物2棟を全焼、1棟を類焼する火災が発生した。	〇点火して30分後、「ポツ」と音がしたので当該製品を見ると、燃焼筒下部のおおい板背面の隙間から2〜3cmの炎が上がっており、しん調節レバーを消火位置にしたが炎は弱まらなかった。〇おおい板と反射板が赤くなり、燃焼筒の下部(外筒ベース)から炎がこぼれ落ちるように見え、その後置台から炎が筋状に流れた。〇当該製品の焼損は著しく、火災熱の影響と焼損した落下物により、外郭鋼板が変色、変形していた。また、操作機構部のしん調節レバーは消火位置で固着し、燃焼筒がガラス外筒は溶融していた。〇油受皿及びカートリッジタンクに油漏れの痕跡は認められなかった。〇燃焼筒にすずの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、内部からの油漏れや異常燃焼の痕跡は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K16-035	2016/12/30	2018/05/23	石油ストーブ(開放式)	埼玉県	右記参照	〃	(火災、死亡1名)建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	〇当該製品は、全体的に焼損が著しく、天板の中央部は落下物によるものと思われる変形が認められた。〇当該製品の天板に焼損した繊維等の付着は認められなかった。〇燃焼筒の外炎筒、内炎筒、天板の裏面及び置台にすずの付着はなく、異常燃焼した痕跡は認められなかった。〇カートリッジタンクの口金は閉まった状態で当該製品にセットされており、タンク本体に変形、亀裂等の異常は認められなかった。〇油受皿に油漏れ等の異常は認められなかった。〇しんは、対震自動消火装置が正常に作動した位置にあり、対震自動消火装置に異常は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に着火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K16-034	2016/12/15	2017/01/17	石油ストーブ(開放式)	奈良県	右記参照	〃	(火災)倉庫を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	〇使用者が屋外で当該製品を使用し、対震自動消火装置を作動させて消火し、約1時間後に約5m離れた倉庫内に運び入れて外出した。近所の住人から、煙が出ているとの連絡を受けて帰宅したところ、倉庫から火が出た。〇当該製品は全体が焼損し、落下物による損傷が著しかった。〇内炎筒にススの付着はなかった。〇芯にタールの付着はなかった。〇カートリッジタンクに油漏れの痕跡はなかった。〇対震自動消火装置は熱を受けていたが、正常に作動することが認められた。●当該製品の焼損は著しく、着火当時の状況が不明であるが、当該製品に異常燃焼、油漏れ等の異常は認められず、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	製造から30年以上経過した製品
B1K16-033	2016/02/15	2016/03/14	石油ストーブ(半密閉式)	北海道	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	〇当該製品は事故発生の4日前に譲り受け、使用者が設置したものであり、以前使用していた石油ストーブの煙突を継続使用していた。〇使用者が以前使用していた石油ストーブを使用中、集合住宅の集合煙突接合部付近から黒煙が出ていたため、当該製品に交換したものであり、事故発生当日も当該製品を使用時に煙突接合部付近から黒煙が出ていた。〇当該製品の燃焼部にススの堆積等の異常燃焼の痕跡は認められなかった。〇当該製品の電気部から着火した痕跡は認められなかった。〇当該製品の燃焼室下部にススが付着していたが、送風機側にススの付着は認められなかった。〇取扱説明書には、「煙突がつまったり、塞がれたまま使用しない。閉塞していると運転中に排ガスが室内に漏れて危険である。」旨、記載されている。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に着火に至る異常は認められないことから、当該製品に接続されていた煙突内部で排気が閉塞していたため、逆火が発生し、着火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K16-032	2016/03/04	2016/03/28	石油ストーブ(開放式)	福岡県	右記参照	〃	(火災)当該製品を焼損する火災が発生した。	〇当該製品の天板裏面や燃焼筒の内側には多量のススが付着して異常燃焼した痕跡が認められ、しん調節器側面の消火時空気穴部の全周にススの付着があり、当該穴部分で酸化した灯油が不完全燃焼した痕跡が認められた。〇しんにタールの固着等はなく、点火、消火操作時のしんの上下に異常は認められず、しんの高さも正常であった。〇当該製品に灯油漏れは認められず、燃焼状態にも異常は認められなかった。〇燃焼筒が燃焼筒案内爪に乗り上げたまま使用した状態を想定して燃焼試験を行ったところ、燃焼筒には外面にもススが付着したが、当該製品の状態とは異なっていた。〇燃焼筒は燃焼筒案内爪により正常な位置に案内され、しんが燃焼筒からはみ出した状態になることはなかった。●事故当時の詳細な状況が不明であるため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の燃焼状態に異常が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K16-031	2016/03/28	2016/05/13	石油ふろがま	北海道	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	〇当該製品と浴槽間の循環パイプ貫通部周辺が著しく焼損していた。〇当該製品は外郭の一部及び循環パイプが焼損していたが、当該製品内部から着火した痕跡は認められなかった。〇当該製品と浴槽間の循環パイプの貫通部は、壁内部が不燃材料で施工されていた。〇当該製品は、中古物件として購入した住宅に設置されていたものであり、設置業者等は特定できなかった。〇取扱説明書には、「循環パイプが通る壁は必ず不燃材料で仕上げる。」旨、記載されている。●当該製品に着火に至る異常は認められず、当該製品と浴槽間の循環パイプ貫通部に不燃材料が施工されていなかったため、貫通部の木材が長期使用(27年)時の加熱により低温着火し、着火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:不明(製造期間から27年と推定)

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K16-030	2016/04/18	2016/06/06	石油ストーブ(密閉式)	北海道	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	〇当該製品に点火タイマーをセットし外出していたところ、出火して当該製品及び周辺を焼損した。〇当該製品は全体的に著しく焼損しており、樹脂製の部品は焼失していた。〇燃焼部にススは付着しておらず、異常燃焼の痕跡は認められなかった。〇電気部品、内部配線に溶融痕等の異常は認められなかった。〇上部のガードに衣類等の可燃物が接触した痕跡は認められなかった。〇送油経路の一部は焼損しているものの、灯油漏れ等の異常は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:6~7年
B1K16-029	2016/04/25	2016/06/06	石油給湯機付ふろがま	北海道	右記参照	〃	(火災)当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	〇当該製品の外部及び内部は、側面下部のゴム製送油管、電源コード等の取出口付近から上方にかけて著しく焼損していた。〇ゴム製送油管は、本体内部のオイルストレーナーに直接接続されていた。また、機器内部の取出口付近で屈曲しており、屈曲部が焼損し、穴が空いていた。〇電源コードは、取出口から外部に出たところで、被覆が焼損し、芯線が断線していたが、断線部に溶融痕は認められなかった。〇缶体とバーナーの接続部から排気ガスが漏れた痕跡は認められなかった。〇その他の電気部品から出火した痕跡は認められなかった。〇工事説明書には、ゴム製送油管の取付け方法として「付属の送油パイプで機外まで配管してゴム製送油管を差し込み、ホースバンドで締め付ける。」旨、記載されている。●詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:5年
B1K16-028	2016/06/16	2016/07/25	石油ストーブ(開放式)	鹿児島県	右記参照	〃	(火災、死亡1名)建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	〇当該製品は浴室内(7.2m ³)の温度を上げる目的で使用していた。〇当該製品は点火後、浴室に設置されていた。〇火災現場は、当該製品が置かれた側面の壁から天井にかけて燃え広がっていた。〇燃焼筒の右側内部及びびん調節器の台座(給気口)に大量のススが堆積していた。〇ガス抜き弁周辺は、著しいススの付着が認められた。〇しんにタールの付着は認められなかった。●当該製品は、点火後、燃焼筒の座りが悪のまま使用し、立炎、異常燃焼状態で長時間燃焼を継続させていたものと考えられ、室温の上昇及び漏れ等の影響によりカートリッジタンク及び油受皿内の内圧が上がり、気化した灯油がガス抜き弁からあふれ、燃焼筒の炎により引火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「正常に燃焼していることを確かめる。」、「人の目に届かない場所では使用しない。」、「特殊な使い方はしない。」旨記載されている。	製造から25年以上経過した製品
B1K16-027	2016/10/11	2016/11/07	石油給湯機	兵庫県	右記参照	〃	(火災)ブレーカーが作動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	〇当該製品は本体内部の左側を中心に内部配線等が焼損していた。〇本体内部に油漏れは確認されなかった。〇バーナー内部にススの付着等はなく、異常燃焼の痕跡は確認されなかった。〇電源コードは延長コード(1口)を介して接続され、本体内部の左下部の隙間に束ねられた状態で入れられ、全体が焼損しており、1か所で断線し、断線部に溶融痕が確認された。〇電源コードと延長コードの接続部にはテープが巻かれ、炭化していたものの原形をとどめており、トラッキング現象等による出火の痕跡は確認されなかった。〇電源コードの断線部は、電源プラグから約30cmの位置にあり、電源コードについた屈曲の痕跡から推定すると、針金で束ねられた位置付近であった。〇束ねられた電源コードは、サイレンサー(表面温度:250℃)と近接した状態であった。●電源コードが延長コードを介して接続され、針金で束ねられた状態で本体内部に入れられていたため、束ねられたことによる異常発熱又はサイレンサーに接触する等の熱による劣化で被覆が損傷し、短絡、スパークが発生して出火に至ったものと推定される。なお、当該製品の設置、施工者は、確認できなかった。	・使用期間:不明(製造時期から15年7か月と推定)
B1K16-026	2016/10/07	2016/11/24	石油ふろがま(薪兼用)	千葉県	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	〇燃料として使用した薪が焼却口からはみ出した状態で当該製品を使用したところ、入浴後に当該製品とその周囲が燃えていることを確認したとの申し出内容であった。〇当該製品の周囲には枯れ葉及び薪の屑が認められ、バーナーの下には電源コードの束が置かれていた。〇当該製品は焼損により全体的に黒く変色しており、特に底面と前面が著しく焼損していた。〇当該製品の循環口に接続するゴムホースに、空だきの痕跡となる焼けは認められなかった。〇バーナーはカバー及び内部共に著しく焼損しており、送油用の電磁ポンプ下部が溶融していたが、送風機のアルミ製の羽根は溶融しておらず、内部配線に溶融痕は認められなかった。●当該製品は、使用者が焼却口から薪がはみ出した状態で使用したことで、火の付いた薪が機器からこぼれ落ち、周囲に置かれていた可燃物が焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には「長い薪など焼却口からはみ出すものは火が付いたままこぼれることがあり、大変危険であるため絶対に燃やさない。」旨、記載されている。	・使用期間:4年9か月
B1K16-025	2016/11/22	2016/12/26	石油ストーブ(開放式)	京都府	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	〇使用者は当該製品を消火して冷蔵庫の前に移動させ、就寝した。〇約3時間後出火に気づき、水で消火した。〇当該製品、冷蔵庫の脚、樹脂製ラック、カーペット、食器棚の表面等を焼損した。〇当該製品及び周辺は使用者によって既に片付けられていた。〇カートリッジタンクと油受皿に油漏れはなかった。〇燃焼筒のガラス外筒にススが付着していたが、内炎筒の仕切りススの付着はなく、異常燃焼した痕跡は認められなかった。〇芯の先端部にタールが少し付着していたが、通常の使用範囲内であり、異常はなかった。〇天板やガードに可燃物付着の痕跡はなく、下反射板に異常は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼の痕跡がなく、カートリッジタンクと油受皿に漏れがなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K16-024	2016/11/18	2016/12/26	石油ファンヒーター (開放式)	千葉県	右記参照	〃	(火災、軽傷1名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○使用者は、事故発生の3日前から灯油のにおいがしていたと証言している。○当該製品は全体的に焼損が著しかった。○室内玄関付近に保管していた当該製品に給油した灯油用ポリエチレンかん(灯油タンク)は焼損していたが、事故後に玄関から採取した残渣からノルマルヘキサン、トルエン、エチルベンゼン等のガソリンの成分が検出された。○バーナー網の一部にススの付着が認められた。○カートリッジタンクが膨張、変形してカシメ部が開閉しており、燃料は確認できなかった。○送油管の締結部に緩みは認められなかった。●当該製品にガソリンを誤って給油したため、使用中にカートリッジタンクの内圧が上昇し、置台へガソリン及び灯油の混合物が漏れ、それに引火したため火災に至ったものと推定される。なお、当該製品のカートリッジタンクの本体表示及び取扱説明書には、「ガソリンなど揮発性の高い油は絶対に使用しない。」旨、記載されている。	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年11月24日
B1K16-023	2016/01/10	2016/02/04	石油ファンヒーター (開放式)	長崎県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	○使用中の当該製品が置かれていた周辺を含め、床には多量の雑誌が積まれていた。○当該製品は全体的に焼損していたが、バーナー部に著しいススの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○制御基板等に出火の痕跡はなく、内部配線等に溶融痕等は認められなかった。○油受皿に穴空きはなく、油漏れは認められなかった。●当該製品の事故当時の詳細な状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K16-022	2016/01/10	2016/02/17	石油ストーブ(開放式)	大阪府	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者がカートリッジタンクに給油後当該製品にセットし、点火棒で点火ししばらくして、当該製品の下部より炎が上がり、当該製品及び周辺を焼損した。○当該製品は全体が焼損し、しん調節つまみは焼失していた。○カートリッジタンクの給油口先端部が変形していた。○カートリッジタンクを本体にセットする時点で、灯油の漏れが認められたが、使用者は大丈夫と判断して使用した。○カートリッジタンクの上下の表面にススの付着が認められた。○当該製品には給油時自動消火装置が搭載されており、給油タンクに給油時点では消火されていた。●当該製品のカートリッジタンクに漏れが認められ、使用者が漏れのあることを知りながら使用したため、点火直後の点火棒を置台に置いたこと等により出火したものと推定される。なお、取扱説明書には「油漏れ危険、給油口を下にして、油漏れがないか確認する。」旨、警告表示が記載されている。	
B1K16-021	2016/01/30	2016/02/17	石油ストーブ(開放式)	兵庫県	右記参照	〃	(火災)当該製品を消火後、給油タンクを引き抜いたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を点火してから約15分後、給油のために消火して、すぐに給油タンクを引き抜いたところ、灯油がこぼれて出火した。○当該製品の本体は焼損しており、火力調節つまみ等の樹脂部品は焼失していた。○本体の給油タンク接続部には、給油タンクのねじ式口金が残っていた。○給油タンクは本体から離れた位置にあり、焼損は認められなかった。●当該製品は、給油タンクのねじ式口金が適切に締め付けられていなかったため、当該製品を消火して給油タンクを引き抜いた際に口金が外れ、こぼれた灯油が本体の高温部に掛かって発火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「口金は確実に締める。」「口金を斜めに締めたりすると、簡単に口金が外れて、火災の原因になる。」旨、記載されている。	
B1K16-020	2016/02/02	2016/02/17	石油ストーブ(開放式)	北海道	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○しん調節つまみ及びしん位置は消火位置であった。○燃焼筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクと口金の閉まり具合に緩みはなかった。○当該製品には正常な灯油が使用されていた。●当該製品の出火時の状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K16-019	2016/01/30	2016/02/29	石油ファンヒーター (開放式)	宮城県	右記参照	〃	(火災、軽傷1名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○燃焼室及びバーナーに異常燃焼の痕跡は認められなかった。○内部配線及び基板から出火した痕跡は認められなかった。○送油経路及び油受皿に油漏れの痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクのふたは正常に締められていた。○油受皿の油からは、灯油以外の成分は検出されなかった。○電源コードの中間部が複数箇所断線し、断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において応力のかかる位置ではなかった。●詳細な使用状況が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K16-018	2016/02/12	2016/03/14	石油ストーブ(開放式)	静岡県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	○当該製品は著しく焼損しており、天板等が火災時の落下物により変形していた。○本体内部に異常なススの付着は認められなかった。○燃焼筒は、外筒のガラスが破損していたが、内部に異常なススの付着はなく、異常燃焼を起こした痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクは、本体にセットされた状態で焼損しており、口金は外れておらず、変形も認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K16-017	2016/02/12	2016/03/14	石油ストーブ(開放式)	熊本県	右記参照	〃	(火災)建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品は、著しく焼損して樹脂部品や樹脂塗装等は焼失し、天板表面のホーローや燃焼筒のガラス外筒も溶融していた。○天板の裏面や燃焼筒、芯調節器にススの付着はみられず、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクに著しい膨らみが生じていたが、ガソリンの誤給油の可能性はなかった。○使用者が、天板付近から炎が上がっていた当該製品に乾いたタオルケットをかけたため燃え広がった。●当該製品の出火時の状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、燃焼筒等に異常燃焼の痕跡がなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K16-016	2016/02/16	2016/03/14	石油ファンヒーター (開放式)	福島県	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	〇当該製品は前面から側面にかけて焼損が著しく、背面に焼損は認められなかった。〇ルーバーは、機器外側に塗装の剥がれが認められたが、内側に異常は認められなかった。〇基板は一部焼損しているものの、原形をとどめており、出火した痕跡は認められなかった。〇燃焼筒内部にススの付着は認められず、送油経路に焼損は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火した痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K16-015	2016/03/10	2016/04/19	石油ファンヒーター (開放式)	長野県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	〇使用者(小学生)が当該製品の運転スイッチを入れ、着火を確認せず部屋を出て、10分程して戻ってきたところ当該製品の前で炎が上がっていた。ただし、当該製品が燃えていたかは覚えていないとのこと。〇全体に焼損が著しく、メイン基板、操作基板、他の樹脂部品は焼失していた。〇基板付近の配線類の焼損も著しいが、断線や短絡痕は認められなかった。〇燃焼室にススの付着は認められなかった。〇天板、左右側面外郭、置台や前パネルが大きく変形していた。〇カートリッジタンクの油量計窓は溶融して穴が空いており、ワンタッチ式口金の樹脂も焼失しており、金具はタンクに固着していた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K16-014	2016/02/03	2016/04/19	石油ストーブ(開放式)	埼玉県	右記参照	〃	(火災、軽傷1名)建物1棟を全焼、4棟を類焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	〇使用者がワンタッチ式カートリッジタンクに給油後、当該製品本体に収納するときに灯油がこぼれ、出火したとのこと。〇給油作業を行うのは、普段は家人であるが、事故当時は使用者が行った。〇家人や使用者は普段から消火せずに給油を行っており、給油時自動消火装置が搭載されていないことを認識していた。〇ワンタッチ式カートリッジタンクの口金部分はリコール対象のものではなかった。〇当該製品は、原形をとどめないほど著しく焼損しているが、消防が調査時にカートリッジタンクの開閉を確認したところ、異常は認められなかった。〇事故以前は当該製品に異常は認められなかった。●使用者が、給油時自動消火装置を搭載していない当該製品を消火せずにカートリッジタンクに給油し、収納するときに何らかの原因でタンクのふたが開き、灯油がこぼれ、出火に至ったものと考えられるが、タンクのふたの開閉に異常が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K16-013	2016/04/03	2016/05/13	石油ストーブ(開放式)	岐阜県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	〇当該製品は事故の前日に譲り受けたもので、点火して5分くらい様子を見ていたが、普通に使用できる状態であったため、その約1時間後に当該製品から1m位の炎が上がっていた。〇当該製品は、全体に焼損しており、点火つまみ等の樹脂部品が焼失していた。〇カートリッジタンクは本体にセットされた状態で焼損していた。〇燃焼筒は、内部に異常なススの付着はなく、異常燃焼を起こした痕跡は認められなかった。〇油受皿に灯油漏れは認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K16-012	2016/04/15	2016/05/13	石油ストーブ(開放式)	大阪府	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	〇使用者が当該製品を廃棄するため、カートリッジタンクに半分程度の残油を燃やしろうと屋外(家屋と外塀の間の通路のような場所)で燃焼していたところ、近所の人が当該製品の出火に気づき、消防に通報後消火を行った。当該製品は全体が焼損し、樹脂部品が全て焼失した。〇使用者は事故の2~3日前から当該製品を置いていた室内で灯油の臭気を感じていた。〇使用者は、事故当日、当該製品の置台に滲む程度の油漏れをティッシュで拭き取った後、点火した。〇燃焼筒の内外面と油受皿底面にススの付着が認められた。〇しん調節を行う軸先端のカット部はしんが最大燃焼の位置を示していた。〇カートリッジタンクの油量計は焼失していたが、ねじ式口金は締まっていた。〇油受皿や置台の上の至る所に綿ボコリの堆積が認められた。●当該製品は、約7年の使用により本体内部に綿ボコリが堆積するとともに、油受皿に腐食によるピンホールを生じ、屋外で燃焼していたことから、風によって燃焼筒の炎が油受皿か置台側に降下して灯油がしみ込んだホコリに引火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「風の当たった場所、屋外で使用しない。」「油漏れのある場合は、使用を中止し、修理を依頼する。」旨が記載されている。	
B1K16-011	2016/05/11	2016/06/06	石油ストーブ(開放式)	愛知県	右記参照	〃	(火災、死亡1名、軽傷1名)当該製品を使用中、建物1棟を全焼、8棟を類焼する火災が発生し、1名が死亡、1名が火傷を負った。	〇使用者は、当該製品を使用して洗濯物を乾かしていた。〇当該製品は、本体にカートリッジタンクがセットされた状態で著しく焼損しており、天板には洗濯ばさみのばねと思われる金属が付着していた。〇燃焼筒は、内部にススの付着はなく、異常燃焼を起こした痕跡は認められなかった。〇しん及びしん調節軸は、燃焼位置で焼損していた。〇油受皿は、著しく焼損しているが、灯油漏れは認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、当該製品の上に干していた洗濯物が当該製品に落下するなどして着火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
A2K16-010	2016/12/09	2017/02/13	石油小形給湯機	岐阜県	器具内部焼損	なし	当該製品を使用中、製品内部からの出火を確認。焼損範囲は製品内部のみであった。	---	
B1K16-009	2016/12/02	2017/02/13	石油ファンヒーター	大阪府	製品及び周辺焼	なし	製品に誤ってガソリンを誤使用し引火	---	
A2K16-008	2016/11/14	2017/02/13	石油給湯機付ふろがま	奈良県	器具焼損	なし	リモコンの電源が入らず、内部を確認すると電装基板が焦げていた。	---	
B1K16-007	2016/11/03	2017/02/13	石油ファンヒーター	岐阜県	全焼2棟部分焼1棟	Ⅱ度熱傷(軽)	火災現場に当該製品があった。火災の原因は未特定。	---	

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 の調査結果	製品事故判定第三者委員会	備考
					物的被害	人的被害				
B1K16- 006	2016/04/17	2016/08/12	石油ファンヒーター	滋賀県	器具及び周辺焼損	なし	製品に誤ってガソリンを使用し引火	---		
B1K16- 005	2016/02/09	2016/08/12	石油ファンヒーター	神奈川県	可燃物焼損	なし	製品近傍に置いた可燃物より発火	---		
B1K16- 004	2016/02/01	2016/08/12	石油ファンヒーター	福島県	器具及び周辺焼損	死亡1名	火災現場に当該製品があった	---		
B1K16- 003	2016/01/29	2016/08/12	石油ファンヒーター	神奈川県	家屋全焼	死亡1名	製品に誤ってガソリンを使用し引火	---		
B1K16- 002	2016/01/25	2016/08/12	石油ファンヒーター	大阪府	家屋全焼	なし	当該製品を使用中、製品及び周囲を焼損する火災が発生	---		
B1K16- 001	2016/01/09	2016/08/12	石油ファンヒーター	宮城県	家屋全焼	なし	製品周囲に可燃物があった	---		